

第4章 景観形成の推進方策

推進方策の基本的な考え方

(1) 市民、事業者、行政の協働

都市の景観形成には多様な主体が関わっており、市民、事業者、行政のそれぞれが、めざすべき地域の将来像を共有しながら、各自の役割を果たし、協働しながらまちづくりを進めていくことが、塚らしい景観形成の実現につながっていきます。

1) 市民・事業者等の役割

都市景観は主として市民や事業者の日々の活動の積み重ねによりつくりあげられていくものです。特に、都市部や臨海部における活発な商業業務・産業活動や都市活動が、現在の塚の発展を支えており、個性的で魅力あふれる景観を創っています。このようなことから、市民・事業者には、さまざまな活動が景観を構成する重要な要素であり、各々が少しずつ景観に配慮することで、良好な景観形成が実現されていくことを理解し、自らが景観形成の担い手として、周辺景観と調和した質の高い魅力ある景観づくりを意識し、積極的に景観形成に努めることが求められます。また、これまで先人が築いてきた歴史的な景観の価値を認識し、これを塚らしい景観として次の世代に引き継ぐよう努めるものとします。

あわせて、専門家や、まちづくりに関わる NPO 団体などは、市民・事業者や行政が取り組む景観形成に対して、専門的な見地から知識や経験を活かし、コーディネーターの立場で支援します。また、大学や教育機関においては、将来を担う人材が、まちづくり活動などを通じて景観に関わる機会を、積極的に設けるよう努めるものとします。

2) 行政の役割

塚市は、景観行政団体として、総合的な景観施策の推進に努めます。長期的な視点をもって、景観形成の意義や方針、めざすべきまちの姿を発信し、市民や事業者と共有するとともに、塚の景観魅力を内外に積極的にアピールします。公共施設や公共空間では、地域の景観との調和を図り、新たな魅力ある景観形成を先導する役割を果たすとともに、景観形成の主体となる市民や事業者などによる景観活動を支援し、必要な仕組みや制度を整え、協働による景観形成を推進します。また、都市景観は、まちづくりの積み重ねで形成されるものであることから、市の各部局が認識を深め、連携を図ることにより、良好な景観を守り、育み、創出していきます。

(2) 3つの取組みレベルの設定

わたしたちがこれまで培ってきた重層性のある多彩な景観を守り育み、これらと調和した新たな景観を創造していくことは、まちへの愛着と誇りを育み、まちに活力をもたらし、住みたい、訪れたいまちづくりの実現につながります。このような、景観まちづくりを実現していく上では、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働による取組みを進めることが必要です。そこで景観形成推進の基本的な考え方として、「全市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」の3つの取組みレベルを設定し、各レベルにおける課題・目標に対応した効果的な取組み手法の導入と、これらを実現するための仕組みづくりを推進します。

1) 全市レベル — 「全市における景観形成」

景観に関する市民・事業者の意識啓発を図るとともに、景観資源の保全・活用や公共事業における先導的な景観形成、大規模な建築物等を対象とした届出制度の実施などにより、市全域において景観の底上げを図ります。

2) 地域・地区レベル — 「重点的に景観形成を図る地域」

本市の文化を特徴づけるすぐれた景観を有する地域、市の施策上重要な位置づけのある地域、まちづくりの進展などにより今後、重点的に景観形成を進める必要がある地域などについては、先導的に、地域の特性に応じたより積極的な景観形成・誘導を図ります。

3) コミュニティレベル — 「住民主体の景観まちづくり」

自主的に行われているさまざまなまちづくり活動と連携しながら、住民が主体となった景観まちづくりの仕組みづくりを推進するとともに、景観に関する情報発信や堺市景観賞などを通じて、住民主体の景観形成を先導する担い手づくりに取り組みます。

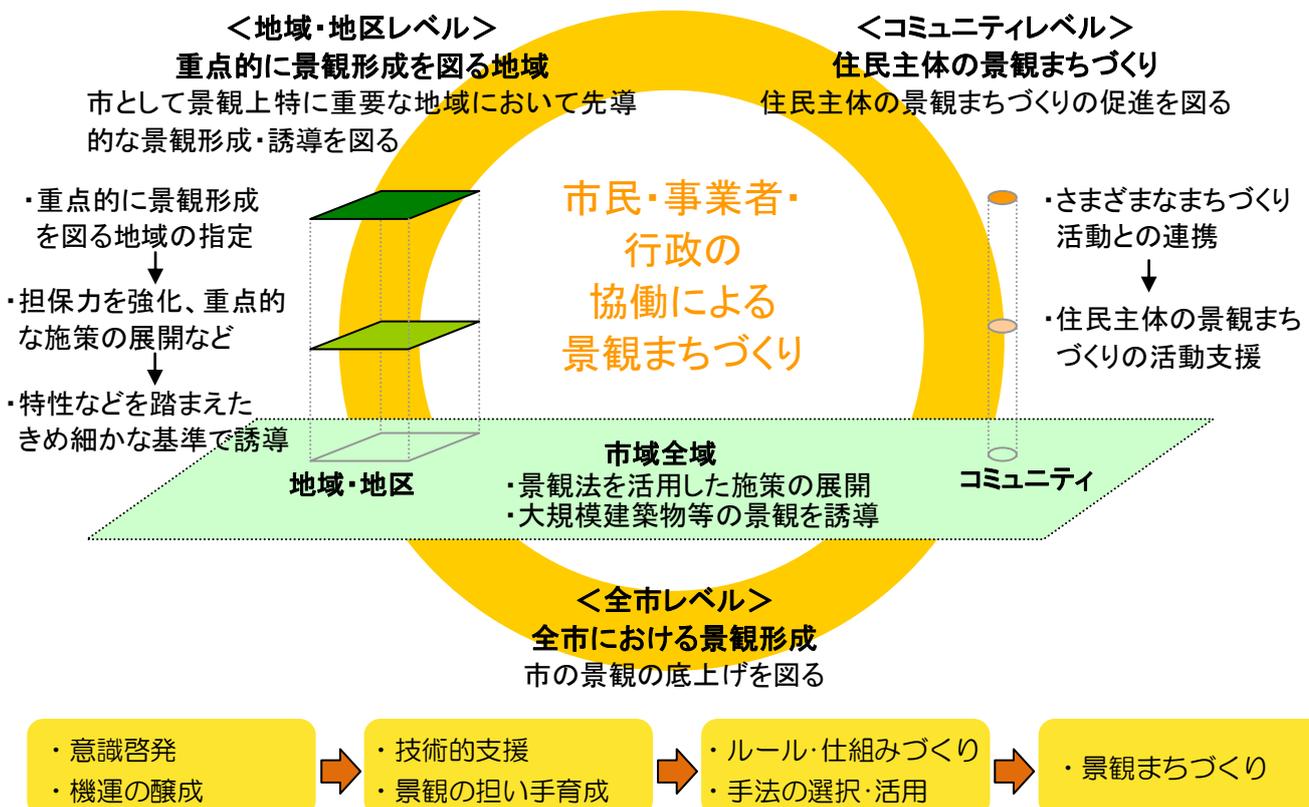


図 3つの取組みレベルと景観まちづくりの展開プロセス

(3) 取組みを実現する施策の枠組み

全市レベル、地域・地区レベル、コミュニティレベルの3つのレベルにおける取組みを実現していくための枠組みとして、良好な景観形成に向けた基本的な姿勢を示し、景観形成を総合的に推進するための景観施策について定める「堺市景観条例」を改正するとともに、「堺市景観計画」を策定し、景観施策を実施します。

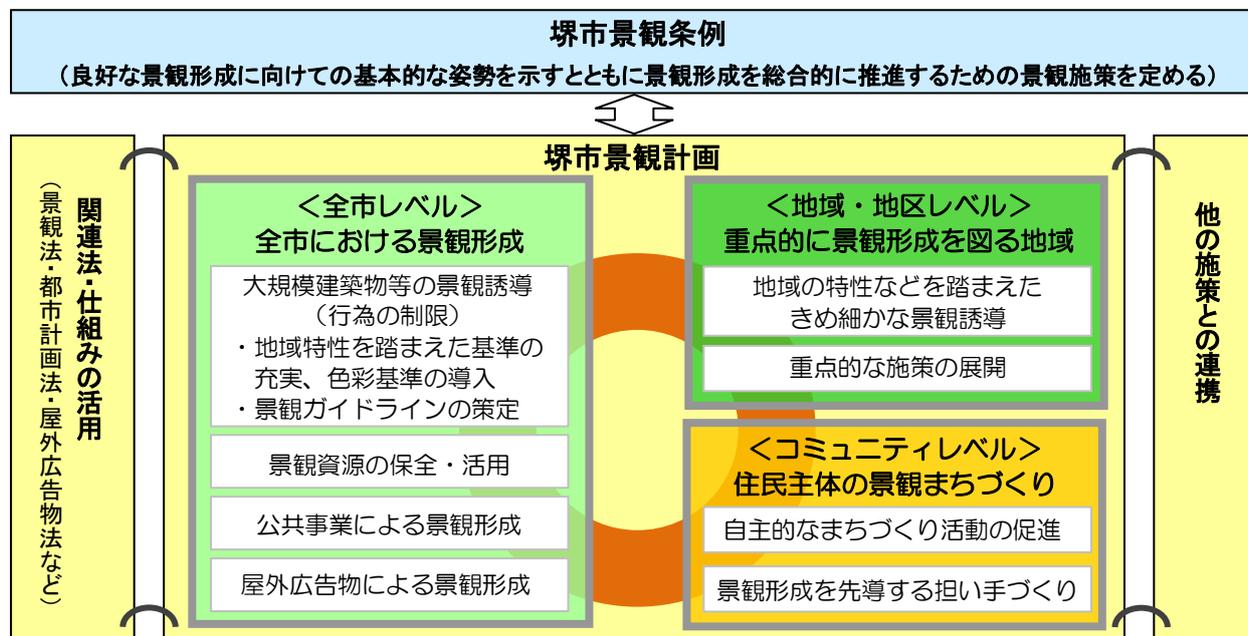


図 景観施策の枠組み

(4) 他の施策との連携による総合的な景観形成の推進

1) 都市計画施策との連携

都市計画法に基づき指定している用途地域や高度地区などの地域地区、地区計画などの都市計画は、建築物の用途や高さなどを規定するものであり、地域の景観形成にも影響があることから、景観施策は都市計画と相互に連携し調整を図りながら進めます。

2) 農政・緑政・環境・文化・観光施策との連携

都市内の農地・ため池・河川などの農空間や都市公園、丘陵部を中心に分布する里山・森林などの自然、古墳群・寺社・町家・伝統産業などの歴史・文化資源、また、これら資源を活かした文化・観光の振興などは、市街地に潤いや活力を与え、都市の魅力を高めるものです。今後は、農政・緑政・環境・文化・観光施策などと連携しながら、こうした景観資源の維持・保全とともに、魅力と活力あるまちづくりを進めます。

3) 地域のまちづくりとの連携

各区では、区域の特色や資源を活かした区民協働のまちづくりを進めており、さまざまな市民が主体となったまちづくり活動が行われています。このような地域のまちづくりは、地域の特性を活かした持続的な景観づくりに向けて大きな力となります。

全市レベル、地域地区レベル、コミュニティレベルの景観が相互に調和した魅力あるまちづくりを進めるため、区のまちづくり施策との協調・連携を図りながら景観形成に取り組んでいきます。

4-1 全市における景観形成

(1) 大規模建築物等の景観誘導

1) 大規模建築物等の景観誘導の考え方

本計画の第2章では、多彩で質の高い景観資源を活用して冴らしい景観魅力を創出するため、「“塚で暮らす”魅力を高める」「“塚文化”の個性を守り育む」「活力ある“まちの顔”をつくる」の3つを景観形成の基本方針として掲げ、第3章では、本市を景観の成り立ちや特徴に応じて7つの地域に区分し、それぞれの特色に応じた景観形成方針を示しました。

景観形成方針を、個々の建築行為に反映するしくみとして、景観に及ぼす影響が大きい大規模な建築物や工作物などについて、全市域を対象とした届出制度を実施し、地域の景観特性に応じた景観誘導を図ることにより、大規模建築物等が集積する都心や各拠点をはじめ、全市的な景観の底上げを図ります。

また、地域別景観形成方針や景観形成基準を計画に反映するための具体的な工夫など、計画に際して事業者や設計者が活用できるガイドラインを作成します。このガイドラインは、大規模建築物等の行為だけでなく届出対象とならない規模の計画も対象として、良好な景観形成に向けた指針として活用できるような内容とします。

2) 届出対象行為

景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。

行為の種別		対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※1	高架道路等	次のいずれかに該当するもの(増築・改築後に以下の規模になるものを含む) ・建築物の高さが15mを超えるもの ・地上6階以上のもの ・延べ面積が3,000㎡を超えるもの
	橋梁等	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 ※2	上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの ・高さが15mを超えるもの ・建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの

※1) 建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。また建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

※2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

3) 行為の制限(景観形成の基準)

① 建築物等

A. 地域特性に対する配慮	A-1 地形・自然特性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市の個性的な景観づくりに向けて、建築物等の建つ場所の地形や緑・水などの自然特性を読み取り、それを計画に活かすよう工夫する。 ・周辺に優れた自然資源等がある場合には、それらとの関係性について配慮する。 ・地域の特性を活かした景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
	A-2 歴史・文化特性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・堺固有の歴史文化の継承・発展や、新たな堺文化創出に結びつくようなデザイン的工夫を図る。 ・周辺に優れた歴史・文化資源等がある場合には、それらとの関係性について配慮する。 ・地域の特性を活かした景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
	A-3 市街地特性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等が建つ市街地のなり立ちなど、さまざまな市街地の特性や道路などの周辺条件に配慮する。 ・地域の特性を活かした景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
B. まちの特性に対する配慮	B-1 まちなみ形成への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 ・敷地内舗装の素材や色彩、植栽の配置などについて、周辺の敷地や道路との調和に配慮する。
	B-2 まちかどづくりへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかどに位置する建築物については、その場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。 ・まちかどとなる空地には植栽を充実させるなど、ゆとりと潤いのある空間にするとともに、まちかどを特色づけるようなデザインとする。
	B-3 通り景観形成への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の低層部の形態・意匠、空地の配置など、まちなみの連続性を出すように配慮する。 ・低層部の商業施設などにおいては、通りのにぎわいを演出するような意匠とするよう努める。 ・低層部の壁面を後退し、植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。
C1. 建築物／敷地に対する配慮	C1-1 空地の配置・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 ・空地にはできるだけ植栽を充実させ、潤いのある空間となるように配慮する。

	C1-2 敷際の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 敷際の塀・フェンスなどについては、色彩に配慮し、また植栽になじんだものとするなど、目立ちすぎないような形態・意匠とするよう努める。 敷際に効果的に植栽することにより、潤いのある道路空間の形成を図る。 														
	C1-3 屋外付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 屋外付帯施設は、できるだけ外部から目立たないような配置とする、または外部から直接見えないように配慮する。 屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。 														
C2. 建築物／建築物に対する配慮	C2-1 建築物の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全体を統一感のある意匠とするとともに、表情豊かな外観を創り出し、単調な壁面とならないように努める。 すっきりとした魅力的なスカイラインを形成するよう、建築物上部の形態・意匠を工夫する。 														
	C2-2 バルコニーの意匠	<ul style="list-style-type: none"> バルコニーは建築物に豊かな表情を与えるよう意匠を工夫するとともに、通りからの見え方に配慮する。 														
	C2-3 外壁の材料	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の材料は、地域やまちの特性に十分配慮するとともに、時間の経過に耐える材料を用いるよう努める。 														
	C2-4 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の色彩は、地域やまちの特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次の通りとする。ただし、石材・木材などの自然素材、漆喰壁、レンガ、金属材、ガラス等の表面に着色していない素材により仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。 <table border="1" data-bbox="627 1234 1310 1456"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR(橙)系</td> <td>6以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>R(赤)、Y(黄)系</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>6以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> サブカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね1/3以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーとの調和に配慮した色彩を用いる。 アクセントカラーを用いる場合は、見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積)の概ね1/20以下の範囲で使用するものとし、効果的に使用する。 住宅においては色彩をできる限り低彩度に抑え、周辺との調和を図る。 商業施設の低層部では、まちのにぎわいに配慮し、色彩の演出を工夫する。 高明度の建築物については、周辺環境を考慮しながら、光の反射による眩しさを軽減するよう、壁面の仕上げを工夫するなど、配慮する。 	色相	明度	彩度	YR(橙)系	6以上	4以下	R(赤)、Y(黄)系	6以上	3以下	上記以外	6以上	2以下	無彩色	6以上
色相	明度	彩度														
YR(橙)系	6以上	4以下														
R(赤)、Y(黄)系	6以上	3以下														
上記以外	6以上	2以下														
無彩色	6以上	-														

C3. 建築物 / 付帯設備等に対する配慮	C3-1 屋上付帯設備	・屋上付帯設備は目立たないよう配置・意匠を工夫する。
	C3-2 屋外階段・外壁付帯設備	・屋外階段や、室外機などの外壁付帯設備は形態、意匠、材料などにより建築物との調和を図る。

② 工作物

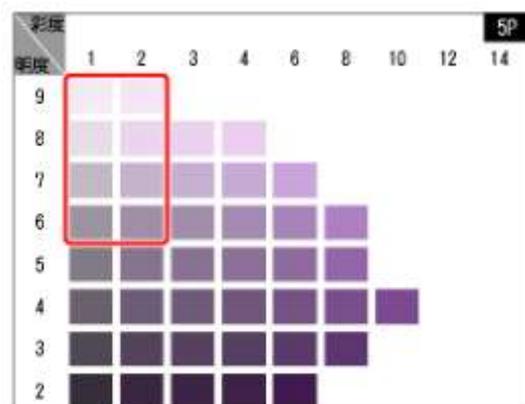
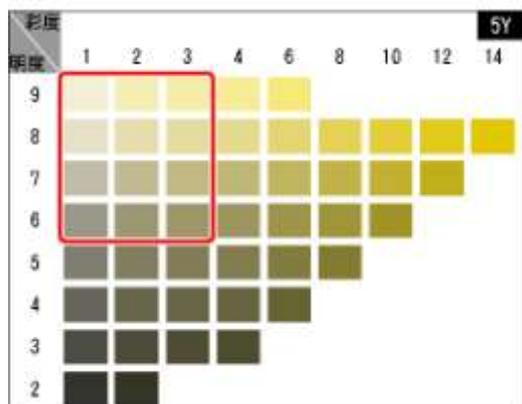
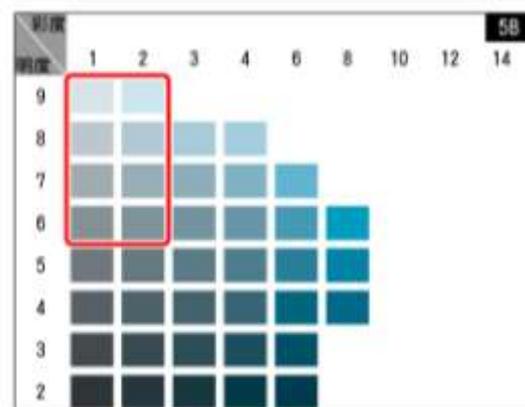
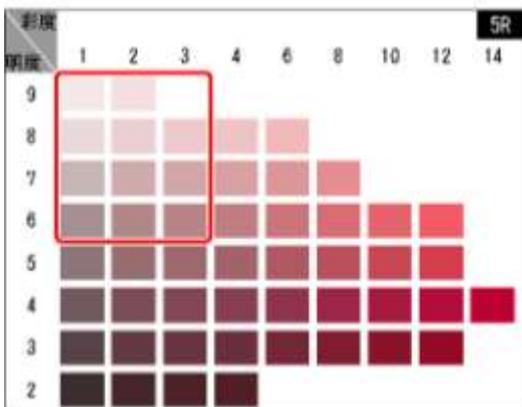
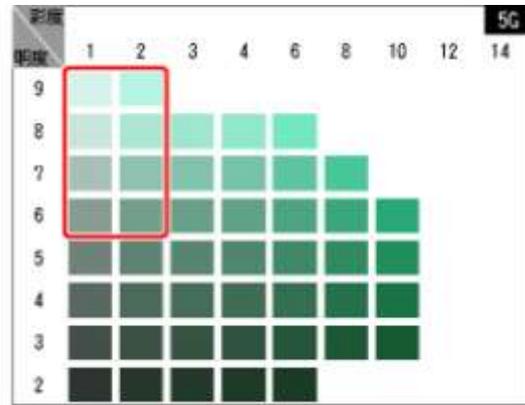
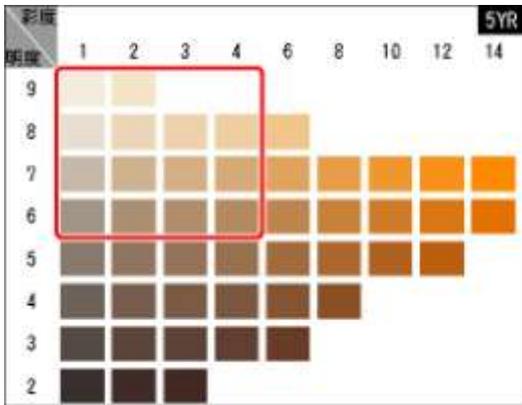
工作物に対する配慮	地域特性への配慮	・地域の特性を活かした景観形成に向けて、地域別方針に則した景観形成を図る。
	まちなみ形成への配慮	・周辺の自然、歴史、市街地の景観や土地利用と調和した形態・意匠とする。 ・擁壁や法面がある場合は、緑化や化粧ブロック等により景観上の配慮を行う。
	色彩への配慮	・法令・規則等に基づき配色しなければならない場合を除き、周辺の景観と調和の取れた色彩を使用する。 ・隣接する建築物等との調和にも配慮した色彩を使用する。
	緑化	・既存樹木をできるだけ活用するとともに、敷地内の積極的な緑化を図る。
	付帯設備	・設備等の付属物は、道路から見えにくい位置に設置するか、工作物本体と調和する意匠とする、もしくは目隠し等の工夫を行う。

(参考) 大規模建築物の色彩基準

※カラーチャートについて

- ・JIS標準色票による
- ・代表的な色を例示しているものであり、全ての色彩についての基準を示すものではありません。
- ・印刷によるもので、実際の色と異なる場合があります。実際の色は色票により確認してください。

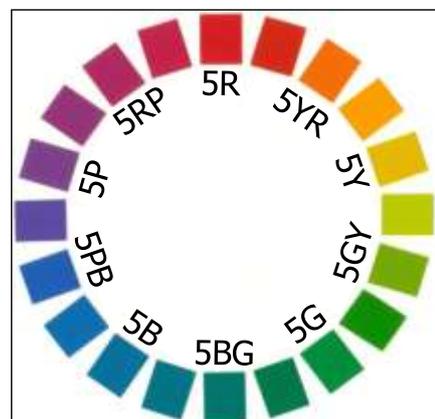
※赤枠で囲んでいる範囲が、使用できる色彩の範囲を示しています。



(参考) 色の表示方法

色彩を数値化する手法としてマンセル表色系があります。これは日本工業規格(JIS)に基づく色彩の表示方法で、色相(赤、青、黄色などの色合い)、明度(色の持つ明るさ・暗さの度合い)、彩度(色の鮮やかさの度合い)の3つの属性により、色彩を表示します。

例：
 $\frac{5}{\text{色相}} \text{YR} \frac{6}{\text{明度}} / \frac{4}{\text{彩度}}$



(2) 景観資源の保全・活用

1) 景観資源の保全・活用の考え方

本市には、古代からの長い歴史を物語る、貴重な建造物や樹木が存在しています。これらは地域住民に原風景として親しまれる共有の財産であり、樹木は「堺市古樹銘木の保存に関する規則」に基づき指定を行い、建造物は登録文化財制度などの手法によりその保全を実践してきました。今後も、百舌鳥古墳群や近世初期の町家などの文化財は、世界文化遺産登録や、文化財保護法・都市計画制度をはじめとする各種法制度などにより保全を図っていくこととします。

また、地域の特性に応じた魅力的な景観を創出していくためには、景観資源の保全とあわせて、これらを活用した景観まちづくりに取り組んでいくことも重要です。そこで、景観形成上価値があると認める建造物及び工作物ならびに樹木、樹林などについては、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の制度を用いて、保全・活用を図っていきます。

2) 景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針

道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見することができ、次の要件を満たすもののうち、地域の景観形成上重要と認められる建造物および樹木を、所有者と協議の上、景観重要建造物および景観重要樹木に指定します。

① 景観重要建造物

- ・地域の自然、歴史、文化などからみて、外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの
- ・地域のシンボルとして親しまれ、景観形成を先導する役割を果たしているもの

② 景観重要樹木

- ・地域の自然、歴史、文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもの
- ・地域のシンボルとして親しまれ、地域の景観を特徴づける役割を果たしているもの

(3) 公共事業による景観形成

都市の主要な景観軸を構成する道路や、水辺景観を構成する河川、また、地域のシンボルとなる公園や公共建築物など、公共施設は都市の骨格を形成し、長期にわたって都市景観に大きな影響を与える景観要素であり、公共空間には良好な景観を先導する役割が求められていることから、公共施設や公共空間の整備及び管理にあたっては、まちなみの保全や新たな魅力ある都市景観の創出をめざし、より積極的に公共事業による景観形成を図るための仕組みづくりに取り組みます。

個々の公共空間の形成にあたっては、ゆとりと潤いある景観を創り出すため、緑化の推進や舗装・アーバンファニチャーなどによる歩行者空間の演出に努めます。

また、公共建築物は、地域の景観の中でシンボリックな役割を果たすことから、創意と工夫に富んだ質の高いデザインとなるよう努めるとともに、周辺景観との調和や、広場の設置や緑化によるゆとりある空間の創出など、景観形成を先導するような空間づくりにも努めます。

本市では、これまで市庁舎や大小路シンボルロード事業、市民協働による平成の森づくり、内川・土居川の整備などにおいて良好な景観形成に取り組んできました。今後も、市民協働で進める鳳上線の無電柱化、堺浜における海浜の創出などをはじめとした公共事業において、先導的な景観形成を図っていきます。

こうした配慮事項を踏まえ、公共事業における景観形成の指針となる、デザインマニュアルの改訂を行います。

(4) 屋外広告物による景観形成

1) 屋外広告物と景観

広告塔や看板などの屋外広告物は都市景観の重要な要素であり、必要な情報の提供や案内などの便益とともに、まちのにぎわいや活力をもたらす役割をもっています。その一方で、無秩序な掲出や過剰な色彩、突出したデザインなど、掲出の仕方やその形態・意匠によっては、良好なまちなみなどの都市魅力を損なう原因ともなり、都市景観に大きな影響を与えることになります。また、通行の妨げとなる広告物や、正しく管理されておらず落下や倒壊の危険がある広告物は、通行する人に危害を与える可能性もあります。

屋外広告物の掲出にあたっては、一層の啓発とともに、景観についての助言・指導や許可の手続きを通じ、市民・事業者・行政の協力と連携のもと、美しいまちなみの形成及び安全に配慮した掲出を促進し、本来の広告物の役割の発揮と、魅力ある都市景観の形成に取り組んでいきます。

2) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観形成上、屋外広告物の適正な表示・設置は非常に重要であり、建築物・工作物等とあわせて一体的な景観形成を図る必要があります。そこで、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して以下のとおり定めます。

① 対象行為及び規模

行為の種別	対象規模
広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、修繕若しくは色彩の変更	次のいずれかに該当するもの ・広告物又は広告物を掲出する物件の高さが 15m を超えるもの ・建築物と一体になって設置される場合で、広告物又は広告物を掲出する物件の高さが 10m を超え、かつ建築物の高さとの合計が 15m を超えるもの ・広告物又は広告物を掲出する物件で、広告物の表示面積の合計が 40 m ² を超えるもの

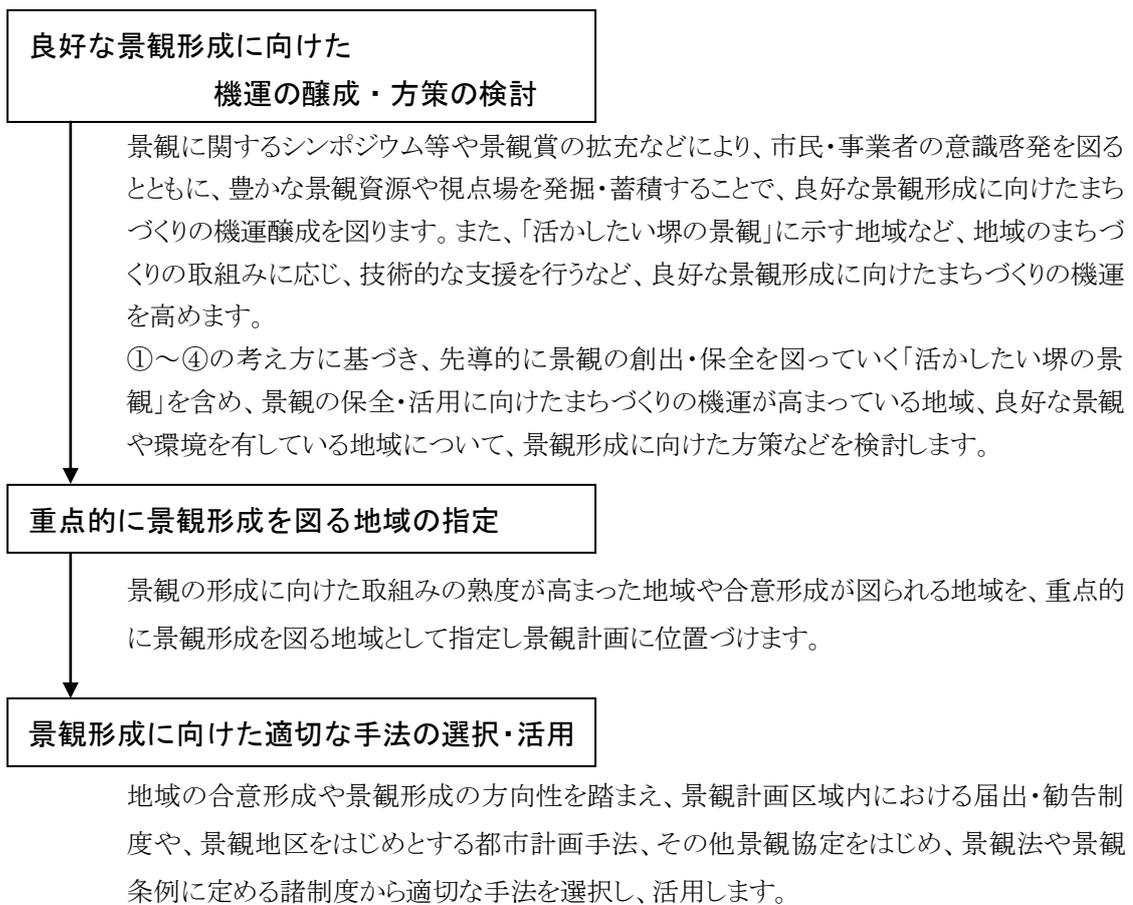
② 配慮事項

広告物に対する配慮	建築物や周辺景観に調和するよう、全体として良質な意匠となるよう工夫する。
-----------	--------------------------------------

4-2 重点的に景観形成を図る地域

全市域を対象とした景観誘導に加えて、まちづくりが具体化しつつある地域や、良好な景観・環境を保全すべき地域などについては、下記の考え方にに基づき重点的に景観形成を図る地域として位置づけ、景観法や都市計画法を活用して、地域の特性を反映した積極的な景観形成を進めます。

- ① 堺文化を特徴づけるすぐれた景観を有する地域
- ② 堺の顔となる場所、多くの人の目に触れる場所で、施策上の効果が高い地域
- ③ まちづくりの進展などにより今後景観形成を進める必要がある地域
- ④ その他、良好な景観を形成する上で特に重点的に景観形成を図る必要があると認められる地域



- ・本市を代表する歴史・文化的景観を有する百舌鳥古墳群周辺地域及び堺環濠都市地域については、重点的に景観形成を図る地域として指定し、まちづくりの進捗に合わせて先導的な取組みを進めます。
- ・「活かしたい堺の景観」に示す地域において、景観形成に向けた取組みの熟度が高まった地域や合意形成が図られ、景観形成の方向性が具体化した地域については、重点的に景観形成を図る地域として位置づけ、地域に応じた景観形成を進めます。
- ・既に建築協定などにより、まちづくりの取組みが行われている地域において、合意形成が図られ、景観形成の方向性が具体化した地域については、重点的に景観形成を図る地域として位置づけ、地域に応じた景観形成を進めます。

●百舌鳥古墳群周辺地域

仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群は、日本の古墳文化や古代の国家形成過程を物語る貴重な遺産です。本市では、これら古墳群の保存・継承により、歴史と文化を活かしたまちづくりの一環として、世界文化遺産登録に向けた取組みを進めています。

これまで本市では、仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳の周辺一帯を風致地区に指定するとともに大仙公園を整備し、反正天皇陵古墳、ニサンザイ古墳、御廟山古墳、いたすけ古墳周辺を第一種低層住居専用地域に指定するなど、古墳と調和した緑豊かで良好な都市環境の形成を進めてきました。

しかしながら、百舌鳥古墳群は、都市化が進んだ市街地の中にあり、三国ヶ丘駅前などの商業系用途地域では高度利用が図られ、高層建築物が立地しており、今後も立地の可能性があります。

本地域では、これまでの都市の発展に伴う施策と古墳群周辺の景観保全との整合が課題であり、また、古墳を大景観や中景観で意識できる視点場の形成などによる、古墳群周辺の景観保全に向けた意識の向上も重要です。

今後は、成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していきます。



●堺環濠都市地域

堺環濠都市地域は、中世に国際貿易都市として、巨大な財力と高い市民文化のもとで、「自由・自治都市」として栄えました。数百年以上の時を経てもなお、江戸期に形成された碁盤目状の町割と土居川・内川が、当時の環濠都市の面影を残している貴重な地域です。特に北部及び北東部では、重要文化財の山口家住宅をはじめ町家や寺社などの歴史的建造物が多く残され、包丁や線香など伝統産業との職住一体の生活様式が見られます。また、当該地域の中心部を南北に走る大道筋には、明治44年に開業した路面電車の阪堺線が走り、沿道の歴史文化資源と相まって、昔懐かしい趣ある景観が形成されています。

その一方で、都心の骨格軸を形成する大道筋や大小路筋、フェニックス通りの沿道を中心として、高度利用による商業・業務施設などが立地しており、各時代に輝いた歴史文化資源と新たな景観が共存した重層的な景観が形成されています。

本地域では、町家保存などの歴史的なまちなみの保全に配慮するとともに、業務系施設の誘導や文化・観光振興の取組みなど、都心のにぎわいと風格あるまちづくりを進めていくことが課題となっています。

今後は、歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、阪堺線の活性化や文化・観光振興、業務系施設の誘導などの取組みと連携しながら、町家やまちなみ保全に向けた施策の構築、地域や地区に応じた都市計画手法、景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用など、市民・事業者と行政との協働のもと取り組んでいきます。



4-3 住民主体の景観まちづくり

(1) 自主的なまちづくり活動の促進

景観まちづくりにあたっては、市民・事業者・行政など景観形成の多様な主体が、地域の将来像を共有し、互いに連携して取組みを進める必要があります。また、市民や事業者は日々の暮らしや活動を通じて、まちの景観が創り出されていることを理解し、自らが担い手となって景観を形成する意識をもつことが大切です。特に、自然景観の保全に向けた取組みや、町家の活用・修景、地域の歴史資源の調査・発掘、道路のイルミネーション、コミュニティレベルでの緑化や美化活動など、住民が主体となって取り組む景観まちづくりが都市の景観向上に果たす役割は大きく、良好な景観形成とその保全を図っていくためには、地域の景観に関する対話を通じて課題やめざすべき姿を共有しながら、このような取組みを継続的に進めていくことが重要です。



陶器川の美化活動
(H21 景観賞受賞)



竹城台3丁の緑化活動
(H21 景観賞受賞)

1) まちづくり活動の支援

まちづくり専門家の派遣による相談・助言やまちづくり活動に対する助成などにより、住民主体のまちづくりの取組みを支援し、市民・事業者・行政が協働して地域のまちづくりを進めます。

また、市民や企業などからの寄付金を活用したNPO法人の公益的活動に対する助成や、歩道などの公共スペースを市民や事業者が引き受け、自主的な環境美化活動を行うアドプト制度など、幅広いまちづくり活動に対する支援をあわせて活用しながら、景観に配慮した取組みを進めることで、コミュニティレベルからの景観まちづくりを促進します。

2) まちづくりのルール化支援

まちづくりのプロセスの中で、地域の良好な景観を維持・保全していくため、地域住民が自主的にまちづくりのルールを定めようとする場合は、その実効性を担保する手法として、景観法に基づく景観協定、景観地区や都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定などを活用しながら、住民主体の景観まちづくりの実現を図ります。

(2) 景観形成を先導する担い手づくり

住民主体の景観まちづくりを、良好な景観形成につなげていくためには、その取組みを先導する担い手となる主体の存在が重要です。こうした主体を育成するため、景観に関する取組みを市民・事業者に積極的にPRしたり、すぐれたデザインの事例・手法を提示した景観ガイドラインにより、市民や事業者の景観に関する理解、関心を高めるなど、さまざまな手法により幅広く意識啓発を行います。

また、市民や事業者に対する啓発の取組みとして、すぐれた景観を有する建築物や、美しいまちなみ形成に取り組む活動などを表彰する「堺市景観賞」を、平成6年から実施しています。今後もこれにより、景観形成に向けた市民や事業者の意欲を高めるとともに、景観賞を受賞した建築物やまちづくり活動を、地域における景観形成の先導的事例として広く紹介し、今後の取組みのモデルとしていきます。

さらに、先導的な取組みを行う団体や法人には、景観法に基づく景観整備機構の指定を行う、また、さまざまな主体が参画し、景観について幅広く協議したりする仕組みとして、景観協議会の活用を図るなど、市民や事業者をはじめとする多様な主体による景観形成の取組みを促進します。

《 景観賞を受賞した取組み事例 》

取組み名称	地 域	取組みの内容
大仙校区緑化活動	大仙小学校区一帯(堺区)	大仙小学校区一帯の緑化活動
日置荘植物園	日置荘西町(東区)	果樹やハーブなどを植えた植物園の整備
みなみ花咲く街づくり活動	南区全域(南区)	花壇への植栽による環境美化活動など
堺万葉歌碑の会	大仙町1地先(堺区)	大仙公園内に万葉歌碑を設置
大小路イルミネーション	大小路筋(堺区)	大小路筋のイルミネーション設置
陶器川の清掃・美化活動	小阪西町、八田西町(中区)	植栽への水やりや河川周辺の緑化活動
オープンガーデン	竹城台3丁(南区)	植栽した庭の公開や歩道などの緑化活動

